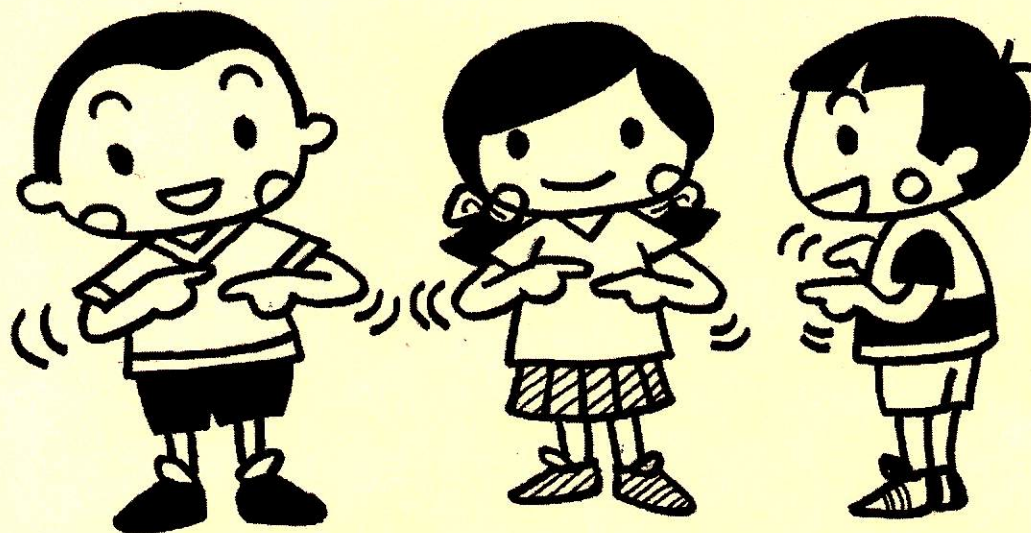


平成 30 年 4 月 1 日施行

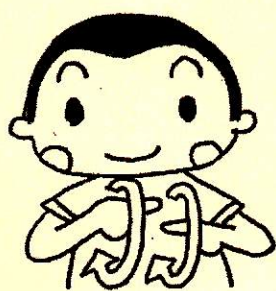
富山県手話言語条例

ができました

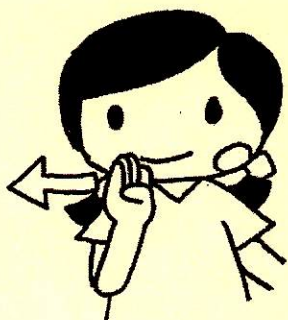


本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念、県の責務、県民等及び事業者の役割などを定め、手話の普及等に関する施策を進めることを目的としています。

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざします。



手話



言語



よろしく



お願いします

知っていますか？「富山県手話言語条例」

手話は、音声言語とは異なる語いと文法体系を持ち、ろう者の皆さんがその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語です。

日本では、大正時代以降、ろう学校において手話の使用が制約されてきました。しかし、ろう者の皆さんは、言語である手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできました。

平成 18 年に障害者の権利に関する条約が採択され、手話は言語であることが国際的に認知されることになりました。日本においても、平成 23 年の改正障害者基本法において、言語に手話を含むと規定されました。

富山県では、平成 26 年に、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいます。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要です。

ろう者の皆さんが手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の皆さんがお互いに理解し共生する富山県づくりをめざします。

基本理念

- ・手話が、ろう者の豊かな人間性を育み、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語であるとの県民の認識の下に、手話の普及等が行われなければなりません。
- ・ろう者とろう者以外の方が、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して、手話の普及等が行われなければなりません。

ろう者とは

聴覚障害のある方のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む方々です。

県の責務とは

市町村、関係機関・団体、ろう者、手話通訳者等と連携・協力しながら、手話の普及等に関する総合的な施策を策定、実施します。

県民、ろう者、手話通訳者及び事業者の役割とは

- ・県民は、条例の基本理念について理解を深めるよう努めます。
- ・ろう者は、県の施策への協力、手話の普及等の促進に努めます。
- ・手話通訳者は、県の施策への協力、手話の普及等の促進、手話通訳技術の向上などに努めます。
- ・事業者は、手話の使用に関する合理的配慮に努めます。

今後、次の基本的施策を進めていきます

- (1) 相談及び手話通訳者による意思疎通の支援体制を整備します。
- (2) ろう者が県政に関する情報を取得できるよう、手話による情報の発信を行います。
- (3) 災害時等において、ろう者が必要な情報の取得や意思疎通ができるよう努めます。
- (4) ろう者である観光旅行者が安心して県内に滞在できるよう努めます。
- (5) 手話通訳者及びその指導者の確保、養成、手話通訳技術の向上を図ります。
- (6) 手話の使用に関して合理的配慮を行う事業者に必要な支援を行います。
- (7) 県民が手話を学ぶ機会を確保します。
- (8) 学校における手話の普及を図ります。

問い合わせ先

富山県厚生部障害福祉課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
TEL 076-444-3213 Fax 076-444-3494 E-mail ashogai-fukushi@pref.toyama.lg.jp
社会福祉法人富山県聴覚障害者協会 富山市木場町 2 番 21 号
TEL 076-441-7331 Fax 076-441-7305 E-mail info@tomichokyo.or.jp